

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令請求事件

原告 134名

被告 国

## 証拠説明書(8)

平成27年3月18日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

被告訴訟代理人 竹野下 喜彦

被告指定代理人 伊藤 清隆

山本 剛

北濱 基紀

中野 恭介

大橋 広志

畦地 喜公衣

小西 弘樹

吉田 隆一

古賀 俊行

鶴 園 孝 夫

武 田 龍 夫

泉 雄 大

三 田 裕 信

堀 口 晋

松 原 崇 弘

村 川 正 徳

中 川 幸 成

木 村 真 一

市 村 知 也

中 桐 裕 子

澤 田 智 宏

大 野 佳 史

小 林 勝

渡 邊 桂 一

桐 原 大 輔

略語は準備書面の例による。

| 号 証    | 標 目<br>(作成者等)                                  | 原<br>・<br>写 | 作 成<br>年月日 | 立 証 趣 旨  |
|--------|--|-------------|------------|--|
| 乙第51号証 | 敷地内破碎帯調査に関する<br>有識者会合の進捗状況につ<br>いて<br>(原子力規制庁) | 写           | H26. 12. 3 | 大飯破碎帯有識者会合におけ<br>る評価は、本件各設置変更許<br>可申請に対する設置許可基準<br>規則適合性審査を行う際に、<br>重要な科学的知見の一つとし<br>て参考とされること |